

回覧用

いのちを

守

る赤十字

一次救命処置を体験中！

5月は赤十字運動月間です。活動資金へのご協力をお願いします。

回覧メモ



日本赤十字社 東京都支部  
Japanese Red Cross Society



# いのちを 守る赤十字

「苦しんでいる人を救いたい」という誰もが持っているあたたかい思い  
赤十字はこれからもあなたの想いと共に、  
ヒタムキに、ジミチに、いのちを守る活動をつづけていきます。

## 赤十字の9つの事業



### 災害救護活動

被災地で迅速に医療救護活動を展開するために、日頃から近隣県支部や他機関と連携し、様々な災害を想定した救護訓練を行います。また、災害時に必要となる救護資材等を備蓄しています。



### 医療事業

都内4か所の赤十字病産院では、普段は地域に根ざした医療を、災害発生時には被災地へ医師・看護師を派遣し、医療救護活動で活躍しています。



### 血液事業

都内の献血ルーム：13か所

全国に血液センターと献血ルームを整備し、365日24時間体制で安全な血液製剤を安定的に供給しています。災害時には全国の血液センターと協力し、被災地に血液製剤を届けます。



### 救急法等の講習

緊急時の救命方法、応急手当や病気の予防・介護の仕方等の知識と技術をお伝えする講習会を実施しています。

- ・救急法
- ・水上安全法
- ・幼児安全法
- ・健康生活支援講習



### 赤十字ボランティア

都内の各地域や学校で、または技能・特色を生かして、計75のボランティア組織が災害時に備えた活動や福祉活動で活躍しています。



### 国際活動

世界191の国や地域に広がる世界的ネットワークを活かし、災害の被災者や紛争犠牲者の救援、保健衛生環境の改善を行っています。



### 青少年赤十字活動

「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の3つの実践目標を掲げ、都内570の加盟校(園)で学校教育を通して「いのちと尊厳」を大切に、世界の平和と人類の福祉に貢献できる青少年の育成に取り組んでいます。



### 社会福祉事業

都内では保育所・児童養護施設を運営し、未来を担う子どもたちを支援しています。



### 看護師等養成事業

地域医療のほか、赤十字の人道の理念のもと、国内外の被災地や紛争地域で活躍できる赤十字看護師の養成を支援しています。



私たちの活動は都民の皆さまのご寄付により支えられています。

大切ないのちと健康を守るため、  
赤十字活動へのご協力をお願いいたします。





## ♥ 災害に向き合う～発災初期の応急対応から復旧・復興まで～

★ 発生が危惧される大規模災害に備え、都内の病院に医師・看護師等からなる医療救護班を計32班(約200人)編成しており、発災時には速やかに被災地へ出動し、医療救護活動にあたります。また、災害はここにも大きな傷を残します。日本赤十字社は医療救護活動に加え、リラクゼーションや傾聴などの「こころのケア」を行い、被災された方々に寄り添い支えていきます。



！ 赤十字では全国の支部に救援物資を備蓄しており、災害時には近隣の支部からも被災地へ救援物資が届けられます。

日本赤十字社東京都支部で  
備蓄している救護資材等の状況  
(平成29年12月31日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 災害救護用車両    | 71台       |
| テント(6・4本柱) | 1,203台    |
| 炊き出し用釜     | 662台      |
| ブルーシート     | 1,720枚    |
| 毛布         | 28,178枚   |
| バスタオル      | 16,050枚   |
| 緊急セット      | 10,549セット |
| 安眠マット      | 7,790枚    |
| 安眠セット      | 4,743セット  |

※各区市町村への配備数を含む



あなたのまちの防災  
すすんでいますか？

## ♥ 災害に備える～過去の災害から学び、備える～

### 自主防災セミナー

大規模災害からいのちを守るためには「自分の身は自分で守り、地域や身近にいる人同士で助け合うこと」が重要です。日本赤十字社東京都支部では町会や自治会、自主防災組織等の地域コミュニティを対象にセミナーを行っています。

あなたのまちでも、地域の防災力向上のために、災害時にいのちを救うための具体的な方法を身につけませんか？

セミナーを実施した団体には、災害時の自助・共助に役立つ車輪付担架とセルフケアセット(応急手当に必要な資機材のセット)を配備いたします。

(※詳しくは日本赤十字社東京都支部救護課03-5273-6744までお問合せください。)



|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 対 象  | 町会や自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ        |
| 会 場  | 地域のコミュニティセンター、公民館等             |
| 所要時間 | 1時間～1時間30分程度                   |
| 内 容  | 講義・実技(傷病者の搬送法・応急手当)をニーズに合わせて実施 |

## ♥ 未来につなぐ～未来を担う子どもたちを支援する～

### 青少年赤十字「災害学習プログラム」

将来起こる自然災害に対して、未来を担う子どもたちは、自然災害の正しい知識を持ち、自ら考え、判断し、危険から身を守る行動をとらなければなりません。

日本赤十字社東京都支部では過去の災害救護で培った経験を、教育現場の防災教育に反映させ、都内の青少年赤十字加盟校を対象に「災害学習プログラム」を実施しています。



### ご存知ですか?「赤十字子供の家」

武蔵野市にある児童養護施設「赤十字子供の家」では、様々な理由により家庭で生活することが難しい子どもたちが暮らしています。武蔵野赤十字病院に隣接しているという立地から、医療的なケアを必要とする子どもや他の施設では受け入れが困難な障がいを持った子どもを多く預かっています。



### 子どもたちの新しい“家”

施設の老朽化と複雑な事情を抱えた子どもたちの更なる専門的なケアを行う空間を確保するため、平成29年度に皆さまからお寄せいただいたご寄付により、新築建て替え工事を行いました。

あたたかいご支援、  
ありがとうございました。





## ♥ 会員（社員）に支えられる赤十字

- ◆ 5月の「赤十字運動月間」を中心に、赤十字会員（社員）へのご加入と活動資金のご協力をお願いしております。「会員」とは、赤十字の活動にご賛同いただき、年額2,000円以上の会費を納め、活動を支えてくださる方のことです。2,000円以上のご協力をいただいた方には、会員として情報誌をお送りいたします。

※会員としてではなく、自由な金額でご協力いただくこともできます。  
※ご協力は自由意思でお願いするもので、強制ではございません。

- ◆ ご協力いただいた方へ会員（社員）ステッカーをお渡しします。



## ♥ ご寄付の方法

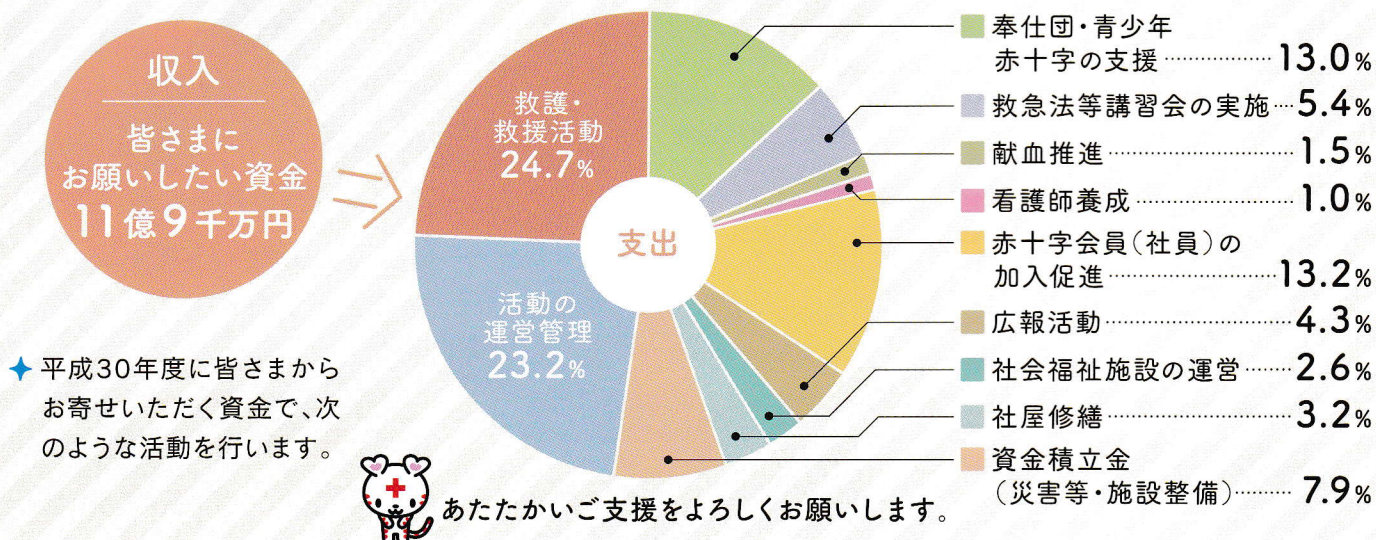
- ◆ 赤十字協賛委員が皆さまのご家庭を訪問する際にご寄付いただけます。

※赤十字協賛委員とは、赤十字が委嘱し、町会・自治会等を通じて活動資金の募集にご協力くださる方です。活動の際は、協賛委員バッジを着用しています。

- ◆ お近くの区役所・市役所や日本赤十字社の窓口でも、受け付けています。

- ◆ 日本赤十字社では、昨今お問い合わせが多くなっている「遺言によるご寄付（遺贈）」や「相続財産のご寄付」、「ご香典のご寄付」も承っております。

## ♥ 平成30年度に皆さまにお願いしたい額



## ♥ 税制上の優遇措置

- ◆ 日本赤十字社へ活動資金のご協力をいただいた方に、税制上の優遇措置がございます。

| 寄付区分 |                 | 措置の内容等                                                                                                                                  |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人   | 特定寄付金           | 寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から、2千円を差し引いた金額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。（都条例により個人住民税も税額控除されます。）                                               |
|      | 相続税にかかる寄付金      | 相続により取得した財産の全額または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。<br>※相続人が相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。 |
| 法人   | 特定公益増進法人に対する寄付金 | 通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。<br>※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。          |

※この他にも指定された赤十字事業への寄付金に対する税制上の優遇措置もございます。詳しくは当支部ホームページをご覧ください。日本赤十字社東京都支部までお問い合わせください。